

事務連絡  
令和3年2月8日

各都道府県バス協会  
専務理事 様

公益社団法人 日本バス協会  
総務部

令和3年度バスジャック団体保険制度の申込における休車または一時抹消登録車両の取扱について

平素より、当協会の運営につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度「バスジャック団体保険制度」の申込にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響により休車または一時抹消登録を行った車両について、引受保険会社に確認した結果、下記のとおり取扱うこととなりました。

お手数ではございますが、傘下会員事業者に下記内容について周知をお願いいたします。

#### 記

##### <1. 業種別包括契約方式の場合>

申込時点（年度初めは令和3年2月1日時点）の保有車両数は、登録車両が対象となりますので、申込票には、休車中の車両を含めた全ての登録車両数をご記入ください（一時抹消車両を除く）。

※包括契約方式では、年度途中における増車車両（新規導入車両、復活登録車両）も保険料の負担なく担保しており、その際の手続きは不要です。

##### <2. 個別車両限定契約方式の場合>

申込時点（年度初めは令和3年2月1日時点）で休車または一時抹消登録の車両（使用していない車両）については、年度当初のほか年度途中からでも加入することができます。また、加入した車両であっても、年度途中で解約することが可能です。それぞれ手続きが必要となりますので、取扱代理店（MSK保険センター）にご連絡のうえ、契約申込み（契約変更）の手続きをお願いいたします。

※個別車両限定契約方式では、年度途中における契約変更（車両の増減）を行った場合、以後の契約期間相当分の保険料の差額については、保険期間満了時に一括して返還または払込みして精算します。

◆これから申込を行う場合には、加入申込票の記入内容にご注意ください。

◆また、すでに加入申込票を送付済であって、本内容により保有車両数の修正が生じる場合には、取扱代理店（MSK保険センター）に連絡ください。

お問い合わせ先

【取扱代理店】

MSK 保険センター株式会社 本店営業第二部  
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-2  
御茶ノ水杏雲ビル6階  
TEL (03) 3259-7901 FAX (03) 3259-7917

【担当】

公益社団法人日本バス協会 総務部 <sup>にほ</sup>仁保・福田  
〒101-0062 東京都千代田区丸の内3-4-1  
新国際ビル9階  
TEL (03) 3216-4011 FAX (03) 3216-4016